乍恐書付を以奉申上候

今般

東照宮様御由緒之儀有之ニ付一同奉書上候

依之書付訓来之通奉申上候

大宮村田中宿町之内字　御殿地と唱ハ申所ニ御座候

元亀天正年中　武田家御出合之節

東照宮様度々甲州江被為遊　御通行

其比○欠字御殿御補理無之　御休泊之場所ニ

御座候ニ付其時々御由緒之者伝馬役相勤来

甲州往還服往遂先々之通御由緒之者衣

御由緒を以六尺人足并其外御免許ニ相成候

右之段御尋ニ付奉申上候処相違無御座候以上

天保十三寅年三月

當御支配所

駿州富士郡大宮町

組頭 与市

〃 源次治

〃 義兵衛

〃 仁右衛門

〃 平兵衛

〃 金兵衛

〃 定右衛門

〃 平右衛門

百姓代 元兵衛

〃 卯兵衛

紺屋町

御役所

右者天保十三寅年駿府紺屋町

御役所江本書上ヶ写本入（此控）